

サマミッシュ校でのルール、保護者の方へのお願い、問題行動発生時の対応

サマミッシュ校でのルール

シアトル日本語補習校在校生全員が、安全かつ気持ちのよい生活ができるように、サマミッシュ高校では次のルールを守って生活しましょう。

【生活一般について】

- 1 補習校での一日は、日本語で会話しましょう。
- 2 校内では、気持ちのよいあいさつをしましょう。
- 3 清潔感のある服装や身なりに心がけましょう。(校舎内では帽子類はかぶらないこと。)
- 4 教室、洗面所・トイレなどきれいにつかいましょう。
- 5 家庭等への連絡は、教職員の特別の指示がある時以外は職員室の電話を使用しましょう。
※携帯電話は、校内では電源を切り、緊急時以外の使用を禁止する。
- 6 授業終了後はすみやかに下校しましょう。迎えが遅くなったときは、1階ロビーで待ちましょう。

【禁止事項】

- 1 校舎内では走ったり暴れたりしないこと。
- 2 立ち入り禁止区域には絶対に入らないこと。
- 3 使用教室の利用に注意し、特に掲示物・展示物・教材・備品等には手を触れないこと。また、他人の持ち物にだまって手を触れないこと。
- 4 校舎内外(学校敷地内)でガムをかんだり、菓子類(ジュース類)を飲食しないこと。
(ポトラック等については、事前に校長の許可を得ること)
- 5 学校生活に必要なない物や電子機器(電子辞書を除く)は、もってこないこと。ただし、トランプ・ボードゲーム(すごろく・オセロ・チェス・将棋)はよい。
- 6 スマートボードは使用しないこと。
- 7 エレベーターは使用しないこと。(ただし、ケガ等の使用は認める)
- 8 コピー機は無断で使用しないこと。利用希望者は担任まで申し出ること。(コピー代1枚5¢)
- 9 校内にある自動販売機は利用しないこと。
- 10 校内での署名活動等を禁止する。

【昼食・休み時間等について】

- 1 昼食は必ず持参し、昼食場所は教室及びカフェテリアとする。
- 2 指定以外の場所及び昼食時以外の飲食を禁ずる。
(昼食時以外の水分補給は「水」「お茶」(持参したもの)に限る)
- 3 遊びの時間は15分休みと昼休みとする。
- 4 15分休み・昼休みは、指定された場所で過ごすこと。体育館を使用する場合は、適切な運動靴を履くこと。
- 5 ボールは、指定された場所以外では絶対に使用しないこと。(校舎内での使用は厳禁です)
※ 個人が持参したボール(許可されたもの)の保管は、教師の指示に従うものとする。
(幼小部ではボールの持参は禁止しています)

【始業・遅刻・欠席等について】

- 1 始業時刻を厳守すること。
- 2 授業時間途中での教室の出入りは原則認めない。緊急外出の場合には、担任を通じ、校長・教頭または教務主任の許可を得ること。
- 3 遅刻、早退、欠席者は理由を所定の用紙P36(様式P-6)に明記し担任に提出すること。
また、担任には事前に連絡をすること。
- 4 欠席した授業の宿題・課題の内容やその有無については自己(各ご家庭)の責任で確認すること。

保護者の方へのお願い

- 1 余裕を持って登校させてください。
- 2 欠席・早退・遅刻をする時は、学級担任に必要な書類を事前に提出してください。
授業日当日の急な欠席等については、学校に直接電話連絡し、後日必要書類を提出してください。
- 3 早退・遅刻の時の送迎は、1階ロビーとします。ただし、小学2年までは教室前とします。
- 4 特別な理由で長期間欠席するときは、休学届P37（様式P-7）を提出してください。
- 5 学校敷地内では、保護者証を必ず着用してください。一時的な訪問者は事前に学校事務所の許可を得（緊急の場合は職員室に連絡し）、訪問者証を受け取り、着用してください。訪問者も本校規則に従うものとします。（保護者証は2階保健室で渡します）
- 6 退学するときは、退学届P40（様式P-9）を提出してください。
（退学時には、保護者証・図書カード・借りた本・乗用車通学登録証を必ずご返却ください）
- 7 その他届出が必要なものについては、ホームページ・学校要覧をご覧の上、提出してください。
- 8 休んだ日・早退した日の宿題は、担任に連絡をとり、自らの責任（各家庭）で入手し、提出してください。
※長期欠席者（一時帰国時等）への宿題の前渡し、郵送はいたしません。
- 9 菓子・ジュース類の飲食は禁止しておりますので、お子様に持たせないでください。
- 10 学校生活に必要なものは持たせないでください。
- 11 全ての持ち物に記名をしてください。
（忘れ物の保管期間は、2週間とします。忘れ物をした場合は、早めに事務所の連絡してください。）
- 12 小さなお子様をお連れの方は、目を離さぬようご注意ください。
- 13 サマミッシュ校敷地内の交通ルール、駐車場所を守ってください。校内10マイル以下のスピードでの運転を厳守してください。
- 14 校舎・学校敷地内では日本語を話すよう、子ども達に徹底してください。
- 15 学校敷地内へのペットの持ち込みは禁止します。
- 16 保護者の待機場所は、1階ロビーとします。廊下や通路等での雑談は控えて下さい。
- 17 学校敷地内での飲食は認めません。
- 18 友人や親戚等の学校への訪問については、担任を通じて学校事務所の許可を事前に得てください。訪問者も含めて入校許可証をつけ、本校規則に従うものとする。

問題行動発生時の対応

- 1 暴力行為が発生した場合には該当生徒に対して次のとおり対応する。
 - A. 教師に対する暴力行為
 - ① 保護者に連絡し、学校が処分を決定する。
 - B. 生徒間での暴力行為
 - ① 校長・教頭・教務主任・担任が、当事者及び関係者から事情聴取を行う。
 - ② 事情聴取をもとに学校側で協議し、指導方針を決定し対応する。
 - ③ 当事者同士の家庭での話し合いの結果など、経過を判断の上、再登校について決定する。
※反省文には、当事者と保護者のサインを必要とする。
 - ④ 当事者間でケガが発生した場合、当事者同士の家庭で話し合い対応する。
 - ⑤ 同じ生徒が再度暴力行為を発生させた時は、学校が処分を決定する。
- 2 授業妨害行為が発生した場合は、次のとおり対応する。
 - ① 該当生徒に対して、担任が指導を行う。
 - ② 本人の理解・納得があると認められる場合は授業復帰できる。
 - ③ 理解・納得のない場合は、教頭あるいは校長が指導を行う。
 - ④ 学校が処分を決定する。

（具体的事例）

 - （ア）授業開始時刻を過ぎても着席しない場合
 - （イ）指導・指示を無視する場合
 - （ウ）授業に不要な物品を使用した場合
 - （エ）教員に対する不適切な言動をした場合
 - （オ）その他、正常な授業進行に大きな影響を及ぼす行為があった場合